

社内制度の介護休業制度についてのお知らせ

平成28年10月24日

この度、「仕事と介護の両立」について、社を上げて推進していくことになりました。介護相談員として、私、岩下由起が任命され、介護についての相談を引き受けることになります。

さて、先日皆さんにご協力いただきましたアンケートの結果にて、介護休業についての社内制度に関してご存知の方がほとんどいなかつたため、今回は抜粋ではあります
が、改めてご案内いたします。

介護休業規程より

第2条（介護休業の対象者）

要介護状態にある家族を介護する従業員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2. この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の各号に該当する者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹または孫であって従業員が同居し、かつ、扶養している者
- (6) 上記以外の家族で会社の認めた者

第3条（介護休業の期間等）

介護休業の期間は、原則として、介護を必要とする家族1人につき1要介護状態ごとに1回として、通算93日間の範囲内で、介護休業申請書に記載された期間とする。

なお、休業期間は事前に特定するものとする。

ただし、同一家族について、別に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その適用を受けた日数も通算して93日間までを原則とする。

2. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該名号に掲げる日とする。

- ①家族の死亡等介護休業にかかる家族を介護しないこととなった場合、当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
- ②産前産後休暇、育児休業または新たな介護休業が始まった場合、産後休暇、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日

詳しくは、育児介護母性関連規程をご覧ください。

皆様も既に御存じだとは思いますが介護休業に関しては、会社の同僚の理解が必須になります。仕事と介護の両立支援について資料をご覧になりたい方がいらっしゃいましたら、岩下までご連絡ください。また、実際に介護の相談をされたい場合はお近くの「地域包括支援センター（別紙）」にご相談ください。

宜しくお願ひ致します。

デジタルカタパルト株式会社
岩下由起